

## 白石区マスコットキャラクターの使用に関する要綱

平成 25 年 9 月 3 日 区長決裁  
(最近改正 令和 6 年 4 月 19 日)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、白石区マスコットキャラクター「しろっぴー」及び「くろっぴー」(以下「しろっぴー等」という。)の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な利用を図ることにより、白石区への愛着を深めるとともに、白石区のまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における定義は次のとおりとする。

- (1) しろっぴー等とは、白石区マスコットキャラクター「しろっぴー」及び「くろっぴー」に関するすべての総称をいう。
- (2) しろっぴー等の意匠とは、別に定めるデザイン(以下、「図 1」という。)のほか、白石区役所が作成及び保有するデザインとする。
- (3) しろっぴー等に関する物品とは、白石区にて貸出しを行う物品で別に定めるものの総称をいう。

### (権利等)

第 3 条 しろっぴー等に関する一切の権利及び権限は白石区役所に属し、しろっぴー等を使用するものが自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

### (使用の承認等)

第 4 条 しろっぴー等は、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

- 2 営業上の販売・宣伝活動等、営利目的でしろっぴー等の意匠を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ「意匠使用申請書兼承認書」(様式 1)を白石区長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 しろっぴー等の意匠を使用する場合、その色及びポーズは原則として定められたもの(図 1)を使用することとする。ただし、しろっぴー等のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認めることとし、その場合、使用者は「意匠変更使用申請書兼承認書」(様式 2)により申請をし、白石区長の承認を得たうえで使用できるものとする。
- 4 名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品等、非営利目的でしろっぴー等の意匠を使用する場合は申請を要しない。ただし、しろっぴー等の色もしくはポーズについて、定められたものに変更を加えて使用したい場合は、前項の規定を適用する。
- 5 しろっぴー等に関する物品を借受けしようとする者は、あらかじめ「しろっぴー等に関する物品の使用申請書兼承認書」(様式 3)を白石区長に提出し、承認を得なければならない。

- 6 白石区役所の職員が業務で使用する場合は、第3項、第4項及び第5項の申請を要しない。

(使用の不承認)

第5条 白石区長は次の各号の一に該当するときは、使用を不承認とすることができる。

- (1) 区のマスコットキャラクターの利用をきっかけに、白石区への愛着を深め、まちづくりの推進に資するというしろっぴー等創作の目的に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (2) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用するとき。
  - (4) 白石区及びしろっぴー等のイメージを損い、又は損うおそれがあると認めるとき。
  - (5) 社会通念上承認することが不相当である（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当する場合等）と認められるとき。
  - (6) 上記(1)～(5)に掲げるほか、承認することが不相当であると認めるとき。
- 2 前項の規定により使用を不承認とするときは、申請者に「不承認通知書」（様式4）を交付するものとする。
- 3 白石区長は使用の承認をした後でも、前項各号のいずれかに該当することが判明したときは承認を取り消すことができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者及びしろっぴー等に関する物品を借受けた者（以下「使用者等」とする。）は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 意匠の使用に際して「白石区マスコットキャラクターしろっぴー」若しくは「白石区マスコットキャラクターくろっぴー」又は図2に定める「〇札幌市白石区」若しくは「〇SHIROISHI WARD SAPPORO」のいずれかを表示し、白石区のマスコットキャラクターであることを明記すること。ただし、白石区役所又は白石区職員の使用が明らかな場合は、この限りではない。
- (4) 借受けたしろっぴー等に関する物品は、常に良好な状態で管理し、また適切に使用すること。なお、き損又は汚損した場合は、可能な限り原状回復に努めなければならない。

(不正使用)

第7条 第4条及び第5条に定める事項に違反したことが発覚した時は、白石区長は使用者等に対し期限を定め改善を求める。当該期間を経過して、なお改善が図られない場合（使用者等と連絡が取れない場合も含む。）は、不正使用例として公表したうえ、以降の使用を認めない。

(使用期間)

第8条 しろっぴー等の意匠使用期間は、一つの行事又は企画の開始から終了までとし、最長で1年間とする。それを超える場合は、使用申請書により再申請を行うこととする。

2 しろっぴー等に関する物品の使用期間は、1回の申請につき原則として借受日と返却日を含む最大7日とする。

(使用料)

第9条 使用料は、当面の間、無料とする。

(経費等の負担)

第10条 白石区役所はこの要綱による使用申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を原則負担しない。

(使用者等の責任)

第11条 白石区役所は、使用の承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者等は、しろっぴー等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、白石区役所に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者等は、しろっぴー等の使用に際して故意又は過失により白石区役所に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を白石区役所に賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年９月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１９日から施行する。